

インドネシアの 労働事情と労使関係

インドネシア労働組合総連合 (CITU)

- ロニ フェブリアント プロトアトモジョ

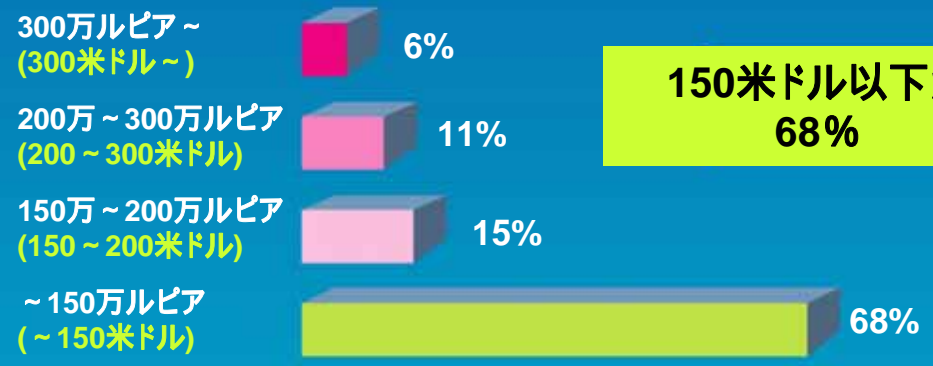


インドネシアの概要と三つの特徴

1. 第4位の人口: 2億3,100万人(中国、インド、米国に次ぐ)
2. 電気の普及率が低い(57.5%)、450W以下の世帯が63%
3. 月額世帯支出: 150米ドル(150万ルピア)以下が68%



月額世帯支出 (2009年) 1米ドル = 10,000ルピア



出所: ACニールセン2009

国土	<ul style="list-style-type: none"> ・18,110の島々 ・日本の5.5倍 ・豊富な天然資源、農産物、海産物
人口(2009年)	・2億3,100万人(第4位)
世帯数	・5,590万世帯(一世帯あたり4.0人)
民族	<ul style="list-style-type: none"> ・300民族 (主にマレー系) ・中国系: 600万人
宗教	<ul style="list-style-type: none"> ・イスラム教 (85%) ・キリスト教 (12%) ・ヒンズー教、仏教(3%)
経済指標 (2009年 第3四半期)*	<ul style="list-style-type: none"> ・GDP: 4,329億米ドル ・GDP成長率: 4.0% ・ひとりあたりGDP: 1,925米ドル ・インフレ率: 2.48

出所: BPS 2009, PLN (インドネシアパワー)

雇用状況(2006～2009年)

カテゴリー	2006	2007	2008	2009
15歳以上人口 (単位百万)	160.81	164.12	166.64	168.26
労働力(百万)	106.39	109.94	111.95	113.74
労働力参加率	66.16	66.99	67.18	67.70
就労者(百万)	95.46	99.93	102.55	104.49
失業者(百万)	10.93	10.01	9.93	9.26
失業率(%)	10.28	9.11	8.39	8.14

データ出所: BPS, 2009年2月

教育レベル別失業者(2006～2009年)

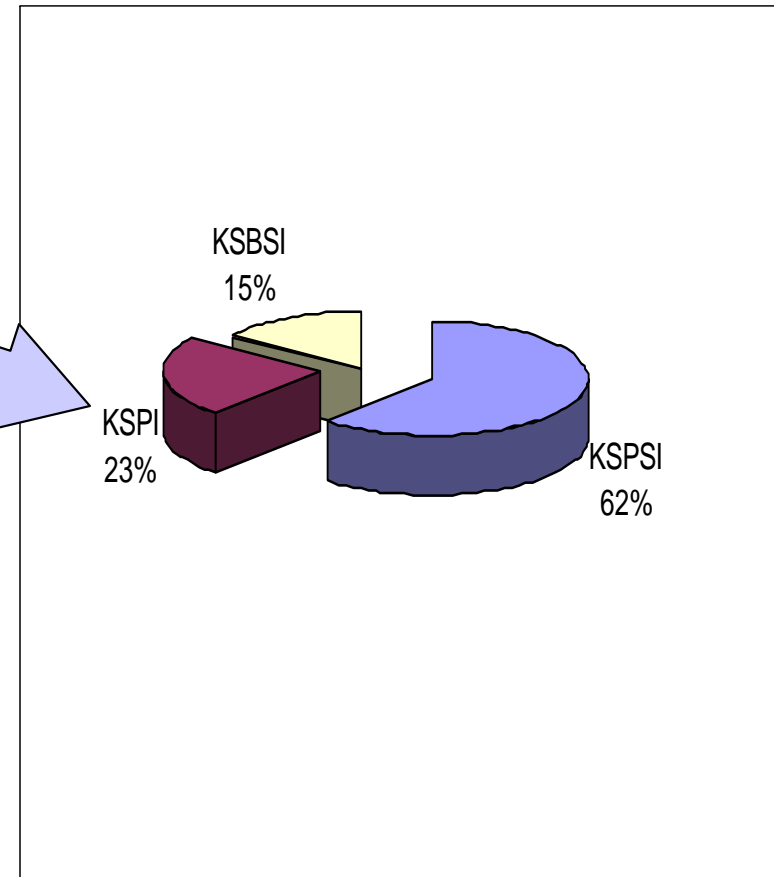


教育レベル	2006	2007	2008	2009
無教育	849.425	666.066	528.125	2.620.049
小学校	2.675.459	2.753.548	2.216.748	2.054.682
中学校	2.860.007	2.643.062	2.166.619	2.133.627
高等学校	4.047.016	3.745.035	3.369.959	1.337.586
専門学校	297.185	330.316	519.987	486.399
大学	375.601	409.890	626.202	626.621
合計	11.104.693	10.547.917	9.427.590	9.258.964


データ出所: BPS, 2009年2月

労働組合総連合

- KSPSI 構成員 160万人
(スハルト政権により設立)
- KSPI/CITU 構成員 60万人
(FSPMI/FIMWU 構成員
12万5,000人を含む)
- KSBSI 構成員 40万人



現在、97の連合組合が人的資源局に登録(2000年第21号-労働組合法の効果により、10人の労働者で労働組合を設立できるため)



三者協力機関/LKS Tripartit

- 国レベル 1
- 州レベル 29
- 地方・市レベル 195

KepPres No.37/M tahun 2009, 稼働期間2009 ~ 2011

- Thamrin Mosii氏 (KSPI/CITU会長は、国レベルの三者協力機関の長)
- Said Iqbal氏 (FSPMI/FIMWU会長は、国レベルの三者協力機関の構成員)
- 州レベルの三者協力機関には、Nefrizal氏 (ケプリアウ)、Rinden氏(バンテン)、Cahyadi氏(西ジャワ)、Pujianto氏(東ジャワ)がいる。
- 地方・市レベルの三者協力機関には、Suhadmadi氏(ベカシ)、Slamet氏(デポク)、Abda氏(カラワング)、Agus氏(バタム)がいる。

世界経済危機の影響

- **一時帰休:**
2008年9月～2009年7月 → 24,580人の労働者
- **失業(レイオフ):**
2009年1月～10月 → 72,000人の労働者
(7,800人の外部出稼ぎ労働者と
5,000人のマレーシアからの帰還労働者を含む)
- **部門は:**
衣服、履物・織物、電子、木材・森林
- **州は:**
南スマトラ、西スマトラ、リアウ、ジャンビ、西ジャワ、バンテン、
ジャカルタ、ジョグジャカルタ、中ジャワ、東ジャワ、西ボルネオ、
中ボルネオ、南ボルネオ、南東セレベス、マルク、パプア

外国直接投資と多国籍企業

- 2009年1月1日～2月28日の外国直接投資は合計176事業に**19億7,090万米ドル**であった。

部門別投資額:

化学・薬品 = 9億1,710万米ドル(4事業)

建設 = 3億8,400万米ドル(3事業)

採鉱 = 1億7,240万米ドル(6事業)

食品 = 1億1,630万米ドル(4事業)

貿易・修理 = 1億1,150万米ドル(60事業)

外国直接投資と多国籍企業

● 地域別投資額:

バンテン = 9億6,560万米ドル(20事業)

ジャカルタ首都特別州 = 3億4,700万米ドル(69事業)

西ジャワ = 2億8,260万米ドル(44事業)

南カリマンタン = 1億6,130万米ドル(2事業)

リアウ = 1億150万米ドル(2事業)

● 国別投資額:

セイシェル = 3億1,670万米ドル(2事業)

韓国 = 2億1,350万米ドル(31事業)

英国 = 1億2,110万米ドル(8事業)

モーリシャス = 8,950万米ドル(1事業)

日本 = 6,710万米ドル(19事業)

● この期間の人的資源吸収数 = 30,926人

労使紛争の全般的状況

- 世界危機により企業は正規社員を30%削減し、外部委託や契約社員に変えた。
- 一部の企業はロックアウトをしたり、生産を最低賃金の低いスカブミ、スバング、セマラング、ケンダルなどの地方や市に移したりしたが、労働者に完全な補償をしていない。
- 一部の仲裁者は労働審判所でブローカーとして利益を得ている。実質70%の審判で労働者が負けている。
- 労働審判の過程では約3カ月間労働者が苦しむ。家族を養わなければならないのに給与を得られないからである。
- PTジャムソステック(社会労働者保険)は2009年に年間ひとりあたり35万ルピア、総計500億ルピアの義援金を与える。

FSPMIの労使紛争

1. オリエンタル・キョウワ・インドネシア(マレーシア)。ロックアウト、172人の労働者をレイオフ、二者間交渉2009年2月～7月(2003年の法第13号に基づく補償)
2. ドング・サン・インドネシア(韓国)。労働者の90%をレイオフ、外部委託に変更、しかし会社は補償を払いたがらない(2008年11月以来係争中)。
3. キムコ・リッポ・モーター・インドネシア(台湾)。ロックアウト、245人の労働者をレイオフ、使用者が台湾に帰ったので二者間交渉ができない(2008年11月以来係争中)、労働者は2009年6月以来給与を得ていない。労働審判は2009年10月に開始、おそらく2009年12月に終了。
4. トウシバ・コンシューマー・プロダクト・インドネシア(日本)。集団労働協約問題(3年間無改定)、二者間交渉2009年4月～8月、経営陣の交代、組合新委員会の選出(作業期間終了2009年9月)。
5. メイワ・インドネシア(日本)。ロックアウト、タイに生産を移そうとしている、使用者が日本に帰ったので二者間交渉ができない(2009年7月以来係争中)、労働者は2009年8月以来給与を得ていない。

FSPMIの労使紛争

6. カシオ・インドネシア(日本)。200人の労働者をレイオフ、二者間交渉2009年7月(2003年法第13号に基づく補償)
7. サンコサ・インドネシア(日本)。2009年1月に全組合員合計56人の労働者をレイオフ、外部委託労働者に変更、係争はカラワングの裁判所で進行中。
8. パナソニック・シコク・エレクトロニック・バタム(日本)。500人の正社員を含む3,469人の労働者をレイオフ、二者間交渉は2009年10月に開始、2010年11月まで。
9. タキタ・インドネシア・マニュファクチュア・インドネシア(日本)。組合リーダーが警察に通報、2週間収監、2009年5月にベカシ裁判所の最終決定により組合リーダーを解放。
10. オーディオ・スミトモ・テクノロジー-AST(日本)。6人の組合委員をレイオフ(2008年9月以来係争中)、会社はプラントレベルの組合だけを認め、外部の組合を認めない。
11. ヨシカワ・エレクトロニック・ビンタン、2009年3月に121人の労働者をレイオフ、最高裁判所で進行中

Labor Dispute PT Meiwa Indonesia



優先事項と課題



- 労使紛争は二者間で完全に交渉するが、使用者が本国に帰った場合、大使館に通報し、国際的な連帯を構築する。
- ブローカーやにわか判事が不正をするので労働審判所の裁判を監視する。
- 未熟な労働監督官や不十分な法執行力のため、労働監督官に権限を与える。
- 92年改正法第3号の改正により年金基金制度を加え、社会労働保険(PTジャムソステック)の保険料を増やす。2008年5月キャンペーン開始(メーデーの課題)
- バタム、ビンタン島、バンテン、西ジャワ、東ジャワなどの経済特区(SEZ)における労働条件を監視し、未組織労働者を組織化する。
- 不安定な仕事、特に外部委託および下請けに反対する。

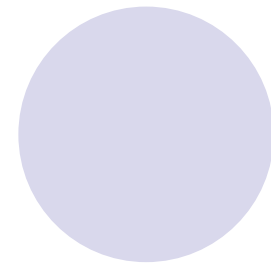
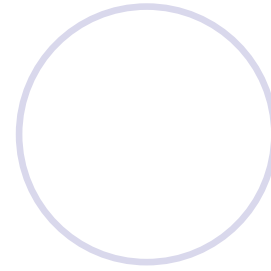
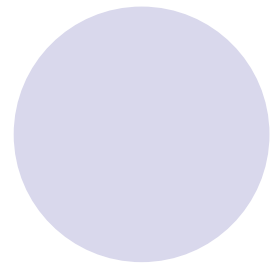
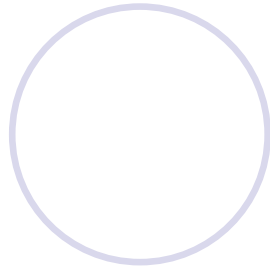
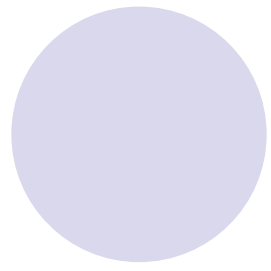
Demonstration Against Precarious Work

Jakarta, 08 Oktober 2009



Struggle for revise Act 3 of 92 (Jamsostek) 25 november 2009





連帯よ永遠なれ